

財務省告示第五百十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十六年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第四十一
回）
二 発行の根拠
財政融資資金特別会計法（昭和
二十六年法律第一百一号）第十一
条第一項並びに国債整理基金特
別会計法（明治三十九年法律第
六号）第五条第一項及び第五
条

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするもの（以下「非競争入札」
という。）による発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした

の 経 利 発 競 加
払 過 行 争 非 者
込 利 入 価 ・
み 子 率 札 格 第

初
期
利
子

(一) 年

○・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に算出した金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。ただし、非
市場特別参加者の第
市争入札の募集決定の通
競争入札は、募集決定の通
受けた者は、価格競争を
行分また者は、非競争
と国債市場は、非競争
非価格競争入札の第
け、算出するものとする。

$$\frac{\text{総額} \times 0.7}{100} \times \frac{63}{365}$$

(二)

係る所得税が源泉徴収されるに
のとして振替口座の
記載又は記録されるもの
ては、前記(一)の算式により
た金額から当該金額に百分
十を乗じた金額へたし、該
国債を発行した金額に取
者が非居住者又は外国
者の場合には、前記(一)
る場合には、前記(一)の算
算出した金額に当該非居
は外国法人が
税の税率を乗じた金額を
することができる。
平成十七年三月二十日
と、次の算式により算出
した初期

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。
平 成 二 十 一 年 九 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
平 成 十 六 年 十 一 月 二 十 二 日